

あきた

第 970 号

平成 18 年 3 月 10 日
毎月 10 日 発行

〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
発行所 秋田市役所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町 3 番 50 号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

規 則

○秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第 2 号）…………… 2

消 防 本 部 訓 令

○秋田市消防通信規程の一部を改正する訓令（第 1 号）…………… 2

告 示

○差押通知書、配当計算書の公示送達について（第 20 号）…………… 2

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第 21 号）…………… 2

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第 22 号）…………… 3

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第 23 号）…………… 3

○放置自転車等の撤去および保管について（第 24 号）…………… 3

○納税通知書の公示送達について（第 25 号）…………… 3

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第 26 号）…………… 4

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第 27 号）…………… 4

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第 28 号）…………… 4

○納税通知書の公示送達について（第 29 号）…………… 4

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第 30 号）…………… 4

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第 31 号）…………… 5

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第 32 号）…………… 5

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第 33 号）…………… 5

○結核予防法による医療機関の指定について（第 34 号）…………… 5

○災害対策基本法による避難勧告の解除について（第 35 号）…………… 5

○市議会定例会の招集について（第 36 号）…………… 5

○放置自転車等の撤去および保管について（第 37 号）…………… 5

○国民健康保険税督促状の公示送達について（第 38 号）…………… 6

○介護保険料納入通知書および介護保険料督促状の公示送達について（第 39 号）…………… 6

○生活保護法による医療機関の指定等について（第 40 号）…………… 6

○生活保護法による介護機関の指定等について（第 41 号）…………… 7

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第 4 号）…………… 7

選 管 告 示

○検察審査員候補者となった者の氏名について（第 2 号）…………… 7

○平成 18 年 1 月 1 日現在で調製した秋田市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧について（第 3 号）…………… 8

○在外選挙人名簿からの抹消について（第 4 号）…………… 8

○平成 18 年 3 月 1 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所について

（第 5 号）…………… 8

○平成 18 年 3 月 1 日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事館の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所について（第 6 号）…………… 9

農 委 告 示

○農業委員会の招集について（第 3 号）…………… 9

上 下 水 道 局 告 示

○指定排水設備工事業者の指定について（第 4 号）…………… 9

○指定給水装置工事業者の廃止について（第 5 号）…………… 9

○指定排水設備工事業者の指定について（第 6 号）…………… 9

○指定給水装置工事業者の指定について（第 7 号）…………… 9

○指定排水設備工事業者の指定について（第 8 号）…………… 9

○指定給水装置工事業者の指定について（第 9 号）…………… 9

○指定排水設備工事業者の指定について（第 10 号）…………… 10

○指定給水装置工事業者の指定について（第 11 号）…………… 10

○秋田市公共下水道（八橋処理区）の事業計画の変更について（第 12 号）…………… 10

○秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）関連秋田市公共下水道の事業計画の変更について（第 13 号）…………… 10

公 告

○土地収用法の規定による事業認定申請書およびその添付書類の写しの縦覧について…………… 10

○御所野ニュータウン北第二地区土地区画整理事業の換地処分について…………… 11

○秋田市森林整備計画の案の縦覧について…………… 11

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について…………… 11

○開発行為に関する工事の完了について…………… 11

○入札参加希望者の公募について…………… 11

○開発行為に関する工事の完了について…………… 12

○ポリオ予防接種の実施について…………… 12

○入札参加希望者の公募について…………… 13

○入札参加希望者の公募について…………… 14

○入札参加希望者の公募について…………… 15

○入札参加希望者の公募について…………… 16

○農用地利用集積計画の策定について…………… 17

○入札参加希望者の公募について…………… 17

○入札参加希望者の公募について…………… 18

規 則

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年2月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第2号

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成17年秋田市条例第61号）の施行期日は、平成18年3月1日とする。

消 防 本 部 訓 令

秋田市消防本部訓令第1号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市消防通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年2月10日

秋田市消防長 藤 枝 禮 助

秋田市消防通信規程の一部を改正する訓令

秋田市消防通信規程（昭和60年秋田市消防本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 陸上移動局の項車載局の項中

消防本部	ほんぶ〇〇1～5 あきたしきざいはんそう1 あきたしえん1 きゅうきゅうしえん1 すいなんきゅうじょ1
消防本署	あきた〇〇1 つちざき〇〇1 じょうとう〇〇1 みなみ〇〇1 かわべ〇〇1
消防分署	あらや〇〇1～2 ゆうわ〇〇1
消防出張所	ほどの1 かつひら1 うしじま1 てらうち1 しょうぐんの1 いいじま1 そとあさひかわ1 ひろおもて1

を

消防本部	ほんぶ〇〇1～4 あきたしきざいはんそう1 あきたしえん1 きゅうきゅうしえん1～2 すいなんきゅうじょ1
------	---

消防本署	あきた〇〇1～2 つちざき〇〇1 じょうとう〇〇1～2 みなみ〇〇1 かわべ〇〇1
消防分署	あらや〇〇1～2 ゆうわ〇〇1
消防出張所	かつひら1 うしじま1 てらうち1 しょうぐんの1 いいじま1 そとあさひかわ1 ひろおもて1

に

改め、同表陸上移動局の項携帯局の項中

各課署所	あきしょうけいたいしき1 あきしょうぼうさい1 あきしょうけいたい〇〇
------	---

を

各課署所	けいたい〇〇
------	--------

に

改める。

附 則

この訓令は、平成18年2月21日から施行する。

告 示

秋田市告示第20号

次の差押通知書・配当計算書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年2月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市南通築地4番9号
アークシティー築地第1-807号
菊 池 あつ子
- 2 送達する書類
債権差押調書
配当計算書 各1通

秋田市告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年2月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
萱ヶ沢自治会
- 2 認可年月日
平成9年2月7日
- 3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 本会の区域は、河辺郡雄和町萱ヶ沢字トンテン、字館ノ腰、字萱ヶ沢、字船引沢、字二古沢、字大台、字船ヶ沢、字杉菜沢、字堤ヶ沢、字命ヶ沢、字中田の区域とする。

変更後 本会の区域は、秋田市雄和萱ヶ沢字トンテン、字館ノ腰、字萱ヶ沢、字船引沢、字二古沢、字大台、字船ヶ沢、字杉菜沢、字堤ヶ沢、字命ヶ沢および字中田の区域とする。

事務所

変更前 秋田県河辺郡雄和町萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地

変更後 秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地

代表者の氏名および住所

変更前 片 桐 登司夫
河辺郡雄和町萱ヶ沢字萱ヶ沢35番地

変更後 片 桐 登司夫
秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢35番地

- 4 変更年月日
平成18年2月2日
- 5 変更の理由
住所等の表示の変更による

秋田市告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成18年2月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
四ツ小屋下町内会
- 2 認可年月日
平成4年7月3日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 榎 秀 雄
秋田市四ツ小屋字城下當場12番地
変更後 伊 藤 隆
秋田市四ツ小屋字城下當場131番地
- 4 変更年月日
平成18年2月3日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成18年2月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
本山町町内会
- 2 認可年月日
平成8年12月9日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 竹 内 三 雄
秋田市土崎港中央四丁目5番5号

変更後 鈴木 永 治
秋田市土崎港中央四丁目1番29号

- 4 変更年月日
平成18年2月3日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第24号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年2月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成18年1月10日から同年1月26日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成18年2月20日から同年8月20日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活課 電話 866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第25号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年2月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成17年度国民健康保険納税通知書

秋田市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年2月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

豊成町内会

2 認可年月日

平成7年2月27日

3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 この会は、河辺郡河辺町豊成、並びに岩見川堤防より町道（戸島豊成線）北側の区域に住所を有する者をもって構成する。

変更後 本会の区域は、秋田市河辺豊成の全域、同市河辺戸島字大古川および同市河辺戸島字藤島の区域とする。

事務所

変更前 河辺郡河辺町豊成字虚空蔵大台滝50番地17

変更後 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝28番地1

代表者の氏名および住所

変更前 佐々木 一 夫

河辺郡河辺町豊成字宮下65番地

変更後 佐々木 一 夫

秋田市河辺豊成字宮下65番地

4 変更年月日

平成18年2月9日

5 変更の理由

住所等の表示の変更による

秋田市告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年2月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

晃ヶ丘町内会

2 認可年月日

平成10年4月17日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名および住所

変更前 柏 谷 英 夫

秋田市新城中野字街道端西241番地33

変更後 畠 山 良 男

秋田市新城中野字街道端西89番地67

4 変更年月日

平成18年2月10日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年2月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

新波自治会

2 認可年月日

平成9年7月1日

3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 本会の区域は、河辺郡雄和町新波字山崎、字清水木、字大巻、字袋野、字大袋、字寺沢、字樋口、字竹ノ花、字本屋敷、字新町、字志開、字志田野、字下野の区域とする。

変更後 本会の区域は、秋田市雄和新波字山崎、字清水木、字大巻、字袋野、字大袋、字寺沢、字樋口、字竹ノ花、字本屋敷、字新町、字志開、字志田野および字下野の区域とする。

事務所

変更前 秋田県河辺郡雄和町新波字新町276番地1

変更後 秋田市雄和新波字新町276番地1

代表者の氏名および住所

変更前 相 澤 健

河辺郡雄和町新波字樋口33番地

変更後 相 澤 健

秋田市雄和新波字樋口33番地

4 変更年月日

平成18年2月10日

5 変更の理由

住所等の表示の変更による

秋田市告示第29号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民課税に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年2月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成17年度市民税・県民税納税変更通知書

秋田市告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年2月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

大部町内会

2 認可年月日

平成10年6月22日

3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 本会の区域は、河辺町諸井字大部197番から同577番1までの区域とする。

変更後 本会の区域は、秋田市河辺諸井字大部196番地から577番地までの区域および同市河辺和田字坂本

北465番地から479番地までの区域とする。

- 4 変更年月日
平成18年2月13日
- 5 変更の理由
住所等の表示および区域の変更による

秋田市告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成18年2月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
四ツ小屋下町内会
- 2 認可年月日
平成4年7月3日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 伊 藤 隆
秋田市四ツ小屋字城下当場131番地
変更後 伊 藤 忠
秋田市四ツ小屋字城下当場261番地

- 4 変更年月日
平成18年2月13日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成18年2月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
八田町内会
- 2 認可年月日
平成10年9月24日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 深 井 久 彌
秋田市下浜八田字餅田11番地
変更後 細 部 芳 雄
秋田市下浜八田字高德谷地105番地

- 4 変更年月日
平成18年2月14日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成18年2月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
戸賀沢自治会
- 2 認可年月日
平成5年8月2日

3 変更があった事項およびその内容

区域

- 変更前 本会の区域は、河辺郡雄和町戸賀沢字片田、字宮田沢、字御江田、字金山沢の区域とする。
- 変更後 本会の区域は、秋田市雄和戸賀沢字片田、字宮田沢、字御江田および字金山沢の区域とする。

事務所

- 変更前 秋田県河辺郡雄和町戸賀沢字御江田86番地
- 変更後 秋田市雄和戸賀沢字片田102番地3

代表者の氏名および住所

- 変更前 石 井 良 蔵
河辺郡雄和町戸賀沢字御江田86番地
- 変更後 佐々木 一 範
秋田市雄和戸賀沢字片田102番地3

- 4 変更年月日
平成18年2月14日
- 5 変更の理由
住所等の表示の変更および役員改選による

秋田市告示第34号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定に基づき告示する。
平成18年2月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
みるく調剤薬局	秋田市八橋田五郎二丁目 13番17号	平成18年 2月1日

秋田市告示第35号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、平成18年2月15日午前零時30分に仁別字中島地域に発令した避難勧告については、同日午前5時30分をもって解除したので、同条第4項の規定により告示する。
平成18年2月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第36号

平成18年2月27日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。
平成18年2月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第37号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。
平成18年2月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域

- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成18年2月6日から同年2月15日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成18年3月6日から同年9月6日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市民生活部生活課 電話 866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第38号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年2月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状

秋田市告示第39号

次の介護保険料納入通知書および介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年2月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成17年度介護保険料納入通知書
平成17年度介護保険料督促状

秋田市告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更、休止および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年2月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
秋田南クリニック	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番地115	平成18年1月20日
みるく調剤薬局	秋田市八橋田五郎二丁目13番17号	平成18年2月1日
井谷耳鼻咽喉科 医 院	秋田市広面字鍋沼52番地1	平成18年2月1日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
みやざわペインクリニック	秋田市中通七丁目1番3号 秋田拠点センター「アルヴェ」4F	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センター「アルヴェ」4階	平成18年2月1日
アルヴェたかはし歯科	秋田市中通七丁目1番3号 秋田拠点センターアルヴェ4階4-6	秋田市東通仲町4番1号秋田拠点センターアルヴェ4F4-6	平成18年2月1日
阿部眼科	秋田市中通七丁目1番3号 秋田拠点センターアルヴェ4階	秋田市東通仲町4番1号 アルヴェ4階	平成18年2月1日
医療法人藤盛レイディースクリニック	秋田市中通七丁目1番3号 アルヴェ4F	秋田市東通仲町4番1号 アルヴェ4F	平成18年2月1日
広小路薬局アルヴェ店	秋田市中通七丁目1番3号 秋田拠点センターアルヴェ1F	秋田市東通仲町4番1号秋田拠点センターアルヴェ1F	平成18年2月1日

3 休止

名 称	所 在 地	休 止 年月日
加藤梯産婦人科医 院	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番46号	平成18年1月16日

4 廃止

名 称	所 在 地	開設者氏名 又は名称	廃 止 年月日
秋 田 南 クリ ニ ッ ク	秋田市卸町五丁目9番8号	医療法人祥仁会 理事長 中村久	平成17年12月3日

井谷耳鼻咽喉科医院	秋田市広面字鍋沼52番地1	井谷 修	平成17年1月31日
-----------	---------------	------	------------

秋田市告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年2月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
秋田南クリニック	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番地115	平成18年1月20日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
医療法人藤盛レディーズクリニック	秋田市中通七丁目1番3号 アルヴェ4F	秋田市東通仲町4番1号 アルヴェ4F	平成18年2月1日
アルヴェたかのほし歯科	秋田市中通七丁目1番3号 秋田拠点センターアルヴェ4階4-6	秋田市東通仲町4番1号秋田拠点センターアルヴェ4F 4-6	平成18年2月1日
広小路薬局アルヴェ店	秋田市中通七丁目1番3号 秋田拠点センターアルヴェ1F	秋田市東通仲町4番1号秋田拠点センターアルヴェ1F	平成18年2月1日

第1群（59名）

鎌田 鈴子	山谷 牧子	加藤 茂	村井 正次郎	伊藤 宜孝
佐藤 忠雄	三浦 英子	川和田 清美	佐藤 久仁子	高橋 和也
貫名 正人	佐藤 功	鈴木 正行	高橋 瑠美子	藤谷 サツエ
藤原 カネエ	安田 久美子	佐藤 浩昭	小淵 キミエ	伊藤 博史
菅原 和仁	佐藤 恵美子	吉川 みね子	高橋 タカ	會田 リョ
藤田 治	赤井 典士	佐藤 テツエ子	佐々木 秋夫	大塚 透
黒澤 千佳子	工藤 イマ	井上 やえ子	鈴木 幹男	泉 松江
佐々木 満子	原田 真	石黒 淳	鎌田 知子	大門 栄
佐々木 一臣	長野 幸一郎	今井 実	工藤 文子	加藤 陽子
熊谷 由美子	岸 和章	佐々木 照男	羽根川 寛之	佐藤 善成
加茂谷 仁	石塚 美砂子	熊谷 金司	荒川 通	小川 美津子
佐藤 香	鈴木 護久	長谷川 ミワ子	山岡 哲也	

第2群（59名）

中川 敬司	田口 ヒデ子	相原 政夫	佐藤 ミエ子	山田 正春
黒澤 光子	佐藤 俊夫	船山 榮喜	吉岡 千恵	伊藤 真由美
牧野 廣子	加賀谷 トス	斎藤 栄	橋 理一	坂上 昭二
草 彌 亨	門 脇 しげ子	吉沢 恭悦	目黒 秀克	浅野 裕子
佐藤 精子	佐々木 修	石郷岡 節子	阿部 真紀子	大島 真弓
安田 正和	阿部 則子	加賀谷 知子	齊藤 庸子	椎名 真実

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
秋田南クリニック	秋田市卸町五丁目9番8号	平成17年12月3日

教 委 告 示

秋田市教委告示第4号

平成18年2月21日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成18年2月15日

秋田市教育委員会

委員長 千 葉 昭

選 管 告 示

秋市選管告示第2号

檢察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条の規定により檢察審査員候補者の予定者および同候補者の選定を行った結果、秋田市における平成18年度の檢察審査員候補者となった者の氏名は次のとおりである。

平成18年2月6日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

千葉賢子	篠原頼明	珍田知享	保坂美恵子	保坂佳映
宇佐美 功	長浜谷 圭子	木村裕史	横尾寧則	斎藤チエ子
半田留美子	森川友江	佐藤啓子	高木文子	平間藤市
加藤仁美	八百屋三郎	菅原重雄	堀井好和	小形谷範生
新木健司	小林正雄	佐藤博	明珍一彦	高見チヨ
佐々木達徳	福田甲一	佐藤かすみ	石川真紀子	

第3群 (58名)

藤島 真	畠山正弘	保坂久美子	田中亜希	伊藤 滋
進藤周子	長瀬繁男	榎直子	鈴木トシ子	山崎澄子
熊谷初夏	伊藤博	松本玲子	高橋ふみよ	佐藤久
眞宮昌	大野テツ	古仲公喜	久米 胖	佐藤孝
高橋伊智子	福田静子	保泉英一	佐々木由香	三浦啓子
佐藤清子	高田美郷	佐藤正直	行川あき	渡邊美幸
鎌田博樹	原田進	竹内奈奈子	長谷部秋幸	保坂堅一
佐々木幸子	榊原喜悦	伊藤雅美	須田広美	山崎美津
菅原大輔	佐々木光子	深浦恵子	八木カツエ	伊藤勝
佐藤一男	木村麻里	松澤成緒	大淵章雅	長谷川フサ子
大極洋子	仙北谷久美子	益子ハマ	嵯峨之博	保坂ナヲ
阿部泰彦	三浦二郎	星 伸子		

第4群 (58名)

加藤智子	柴田秋雄	阿部直輝	夏井克明	長岐美奈子
山口節子	三浦あゆみ	土肥友子	柴田静子	阿部健一
佐藤公悦	佐藤昭夫	岸利春	進藤幸次郎	佐藤雄一
佐藤フサエ	加藤浩一	佐藤亮	谷藤正洋	墨谷 勲
伊藤藤太郎	北嶋榮子	齊藤光男	保坂 徹	小原智也
斎藤好子	寺田雅之	中川庄司	眞坂秀樹	加藤理恵
佐藤 恵	北島こずえ	田中勝男	坂本恒男	高嶋輝夫
佐藤淳晃	斉藤敏雄	中村浩子	杉 淵 誠	菊地律子
伊藤一雄	井川妙子	石井美央	菅原義雄	渡邊雅子
達子光康	越中谷コン	石山正敏	伊藤一成	熊谷めぐみ
佐藤フミ	梅村明実	芦田ツヤ	赤沼鉄也	大友ひろみ
阿部 真	小玉善子	佐藤敏勝		

委員長 古 谷 隆 一

秋市選管告示第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成18年1月1日現在で調製した秋田市農業委員会委員選挙人名簿を次により縦覧に供する。

平成18年2月17日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成18年2月23日から
平成18年3月9日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

秋市選管告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、次の者を本市の在外選挙人名簿から抹消したので告示する。

平成18年2月17日

秋田市選挙管理委員会

抹消した者

氏 名	生年月日
嶋崎善章	昭和40年7月25日
嶋崎和美	昭和35年12月24日
鈴木恵子	昭和22年5月14日

秋市選管告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定に基づき、平成18年3月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成18年2月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成18年3月3日から
平成18年3月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

秋市選管告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定に基づき、平成18年3月1日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を經由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第30条の7第2項の規定により告示する。

平成18年2月27日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成18年3月3日から
平成18年3月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第3号

平成18年2月17日午後2時 秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成18年2月10日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案件 秋田市外旭川字三後田142番地 医療法人惇慧会 理事長 穂積恒の農地法第5条の規定による許可申請に関する件 外12件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第4号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年2月10日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
平 和 設 備	油木 隆男	秋田市仁井田目長田二丁目2番35号

- 2 指定期間

平成18年2月10日から平成21年2月9日まで

秋田市上下水道局告示第5号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第2号の規定により告示する。

平成18年2月10日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地	廃止年月日
三皇施設工業株式会社	堀井 義夫	秋田市外旭川八柳二丁目7番27号	平成18年2月8日

秋田市上下水道局告示第6号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年2月10日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
サンアクアサービス	堀井 美雪	秋田市手形田中5番7号 コーポ愛101

- 2 指定期間

平成18年2月10日から平成21年2月9日まで

秋田市上下水道局告示第7号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成18年2月10日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地	指定年月日
サンアクアサービス	堀井 美雪	秋田市手形田中5番7号 コーポ愛101	平成18年2月10日

秋田市上下水道局告示第8号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年2月15日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
高山建設工業株式会社	西村 春樹	秋田市飯島字家ノ下11番地5

- 2 指定期間

平成18年2月15日から平成21年2月14日まで

秋田市上下水道局告示第9号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成18年2月15日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
有限会社 森山建設	佐藤 輝夫	秋田市上新城中字 堂ノ前117番地1	平成18年 2月15日

秋田市上下水道局告示第10号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年2月15日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社 森山建設	佐藤 輝夫	南秋田郡五城目町大川谷地 中字原嶋52番地の5

2 指定期間

平成18年2月15日から平成21年2月14日まで

秋田市上下水道局告示第11号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成18年2月24日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
株式会社 諸井建設	長谷部拓磨	秋田市河辺諸井字 上諸井11番地	平成18年 2月24日

秋田市上下水道局告示第12号

秋田市公共下水道（八橋処理区）の事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により告示し、その関係図書を次により公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更について、意見を申し出ることができる。

平成18年2月28日

公共下水道管理者

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

1 事業計画の名称

秋田市公共下水道（八橋処理区）事業計画

2 変更にかかる予定処理区域

(1) 変更する部分 八橋運動公園

3 工事の着手および完成の予定年月日

工事着手の年月日 昭和6年10月1日

工事完成の予定年月日 平成23年3月31日

4 事業計画の案の縦覧場所

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局下水道建設課

5 事業計画の案の縦覧期間

平成18年3月1日から平成18年3月14日まで

ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。

6 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市上下水道局告示第13号

秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）関連秋田市公共下水道の事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により告示し、その関係図書を次により公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更について、意見を申し出ることができる。

平成18年2月28日

公共下水道管理者

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

1 事業計画の名称

秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）関連秋田市公共下水道事業計画

2 変更にかかる予定処理区域

(1) 変更する部分 新屋大川町、新屋扇町、新屋比内町および新屋日吉町

(2) 追加する部分 秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）関連河辺町公共下水道および秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）関連雄和町公共下水道の区域

3 工事の着手および完成の予定年月日

工事着手の年月日 昭和51年7月16日

工事完成の予定年月日 平成20年3月31日

4 事業計画の案の縦覧場所

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局下水道建設課

5 事業計画の案の縦覧期間

平成18年3月1日から平成18年3月14日まで

ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。

6 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

公 告

秋田市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第24条第1項の規定により、秋田県知事から事業認定申請書およびその添附書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、同法第23条の規定により、縦覧期間内に限り秋田県知事に土地収用法施行規則第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、同法第25条の規定により、縦覧期間内に限り秋田県知事に意見書を提出することができるので留意されたい。

平成18年2月1日

秋田市長 佐竹 敬久

1 起業者の名称 秋田市

2 事業の種類 市道飯島金足線（飯島工区）道路新設工事およびこれに伴う農業用道路付替工事

3 起業地

イ 収用の部分 秋田県秋田市下新城笠岡字和田尻、字島下り、飯島字芋田、字彼岸田および字前田表

- 地内
- ロ 使用の部分 なし
- 4 縦覧場所 秋田市役所道路建設課
- 5 縦覧期間 公告の日から2月15日まで
- 6 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、御所野ニュータウン北第二地区土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

平成18年2月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により秋田市森林整備計画を変更したいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、秋田市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、秋田市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成18年2月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧図書 秋田市森林整備計画変更計画書の案
- 2 縦覧期間 自 平成18年2月7日 至 平成18年3月8日 ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く平日
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 縦覧場所 秋田市役所農林部森林整備課内

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成18年2月7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
 - ア 氏 名 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝
 - イ 住 所 秋田県能代市大町7番27号
 - (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
 - ア 名 称 ホームセンターヤマキ 秋田泉店
 - イ 所 在 地 秋田県秋田市泉北二丁目3番51号
 - (3) 変更しようとする事項 大規模小売店舗の名称

- ア 変更前 ホームセンターヤマキ 秋田泉店
- イ 変更後 コメリホームセンター 秋田泉店
- (4) 変更年月日 平成18年2月19日(日)
- (5) 変更理由 会社の資本業務提携のため
- 2 届出年月日 平成18年2月6日(月)
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
 - (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
 - (2) 縦覧期間 平成18年2月7日(火)～平成18年6月7日(木)
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名および住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成17年9月29日付け秋田市指令第5313号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年2月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名 秋田市泉中央四丁目29番20号 有限会社すぐる不動産 代表取締役 木 村 秀 三
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 秋田市広面字近藤塚添19番、20番、21番、23番、24番、25番、26番、27番、28番、29番、30番、31番1、32番1、33番2、34番、35番、36番、37番および114番4

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年2月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 物件名 秋田市立御所野学院高等学校情報教育環境整備事業にかかる機器納入設置および賃貸借
 - (2) 物品名および数量 デスクトップ型パソコン76台、ノート型パソコン20台、液晶ディスプレイ23台、モノクロレーザープリンタ6台、カラーレーザープリンタ2台、多機能カラーレーザープリンタ1台、インクジェットプリンタ8台、大判インクジェットプリンタ1台、カラーキャナ2台、デジタルカメラ9台、デジタルビデオカメラ2台、液晶プロジェクタ3台、音響機器一式、アプリケーションソフト等（インストール含む。）1式
 - (3) 納入期限 平成18年3月31日(金)
 - (4) 納入場所 秋田市立御所野学院高等学校
- 2 入札に関する事項
 - (1) 日時 平成18年3月2日(木) 午前10時30分～
 - (2) 場所 秋田市御所野地蔵田四丁目1番1号 秋田市立御所野学院高等学校 会議室
- 3 契約に関する事項
 - (1) 契約期間 契約した日から平成24年3月31日まで

- (2) 賃貸借期間 平成18年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 入札参加に必要な資格
 - (1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。
 - (2) 上記物品の納入・設置ができ、かつ、賃貸借契約をおこなえること。(上記物品の納入・設置のできる1の業者が、賃貸借契約の可能な1の業者からリース料率等についての覚書等を締結している場合を含む。)
 - (3) 租税に滞納がないこと。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止中でないこと。
- 5 入札参加申し込みに関する事項
 - (1) 入札参加希望者は、入札説明書等配付資料(物品の仕様書含む。)を受領し、平成18年2月24日(金)までに次に掲げる書類とその添付書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
 - イ 営業経歴書(様式2(省略))
 - ウ 納税証明書
 - (ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 - ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
 - ※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
 - エ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票)
 - オ 賃貸借業者との関係を示す契約(覚書等)の写し
 - ※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ、賃貸借契約の可能な業者と契約(覚書等)を締結し、リース料率の部分に伏せた写しを添付すること。
 - (2) 入札説明書等配付資料受領場所
秋田市立御所野学院高等学校、秋田市教育委員会学事課
 - (3) 申込書等の提出
申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
 - (4) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成18年2月14日(火)から平成18年2月24日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市立御所野学院高等学校
- 6 指名に関する事項
 - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
 - (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
 - (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成18年2月27日(月)午後に行う。
- 7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先
秋田市立御所野学院高等学校 電話 018-889-9150

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成17年10月19日付け秋田市指令第5411号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年2月15日

秋田市長 佐竹 敬久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市牛島西三丁目6番16号
有限会社 若村建設
代表取締役 若村 進 豊
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市仁井田潟中町96番1、96番2、97番1および97番2

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条の規定に基づき行う平成17年度後期ポリオ予防接種の実施について、同法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告する。

平成18年2月21日

秋田市長 佐竹 敬久

- 1 予防接種の種類
ポリオ予防接種
- 2 予防接種の対象者の範囲
接種日において、生後3月から生後90月に至るまでの間にあ
る者
- 3 接種方法および回数
三価混合の経口生ポリオワクチンを6週間以上の間隔をおい
て2回経口投与するものとし、接種量は、毎回0.05ミリリット
ルとする。
- 4 予防接種を行う場所および期日

場 所	期 日
秋田市保健センター	3月14日 3月16日 3月23日
	3月28日 3月29日
市民交流プラザ	3月8日
土 崎 支 所	3月7日 3月15日 3月17日
新 屋 支 所	3月17日
南 部 公 民 館	3月9日 3月14日 3月24日
東 部 公 民 館	3月10日
御野場地域センター	3月7日 3月15日
河辺総合福祉交流 セ ン タ ー	3月9日 3月23日
雄 和 公 民 館	3月8日 3月10日

- 5 予防接種を受けることができない者
 - (1) 当該疾病にかかっている者、又はかかったことのある者
 - (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められているもの
 - (3) 明らかな発熱を呈している者
 - (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィ

- ラキシーを呈したことが明らかな者
- (6) 下痢をしている者
- (7) 麻しん、BCG、おたふくかぜ、風しん、水痘等の生ワクチンの予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者
- (8) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔を置いていない者
- (9) その他、医師が不適当な状態と判断した者
- 6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
 - (2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う抗生物質、安

- 定剤に使うゼラチン）に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 今までにけいれんを起こしたことがある者
- (5) 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- 7 予防接種料金
無料

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年2月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

業務委託名	委託場所	委託期間	入 札 参 加 要 件
太平山自然学習センター設備保守点検業務委託	秋田市仁別字マ ンタラメ227- 1 太平山自然学習 センター「まん たらめ」	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	次の①から③の要件を満たしていること。 ①同規模以上の施設で設備保守点検業務に実績があること。 ②秋田市内に本社・支店・営業所等を有していること。 ③租税に滞納がないこと。
太平山自然学習センター食事提供等業務委託	同上	同上	次の①から③の要件を満たしていること。 ①同規模以上の施設で食事提供業務に実績があること。 ②秋田市内に本社・支店・営業所等を有していること。 ③租税に滞納がないこと。

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
 - イ 本市の指名停止又は、入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成18年3月14日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市仁別字マンタラメ227番地1
太平山自然学習センター「まんたらめ」
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成18年3月20日(月)
- 注 意 事 項
 - (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか免税業者否かを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。
- 入札行為の委任 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。※入札書には代理人の印を押すこと。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（省略）
 - イ 業務実績調書（省略）
 - ウ 納税証明書
 - ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）
 - ・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
 - ・秋田市に納めた固定資産税（平成17年度分）
 - ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
 - ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でもよい
 - エ 登記簿謄本 法人 商業登記簿謄本（申請日前3か月以内のもの）
個人 身分証明書（申請日前3か月以内のもの）
 - オ その他 食事提供等業務に参加する者は、3食（朝500円・昼500円・夕700円）の献立表（食材名・数量・栄養価等が記載されていること。）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成18年2月22日(火)から平成18年3月3日(金)

までの休館日（2月27日の第4月曜日）を除く毎日で、午前9時から午後5時まで
 イ 受付場所 太平山自然学習センター「まんたらめ」
 ウ 参加申込書 太平山自然学習センターまたは同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および入札参加資格審査結果については、平成18年3月7日(火)にFAXで送付する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成18年2月22日(木)から平成18年3月2日(木)までの休館日（2月27日の第4月曜日）を除く毎日で、時間

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

業務名	業務場所	期 間	入 札 参 加 要 件
市立体育館電話設備賃貸借	八橋本町六丁目12番20号	平成18年4月1日～平成24年3月31日	1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者 2 電話設備を納入する際に、設定・調整ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること。（本業務に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書を締結している場合も可） 3 租税に滞納がないこと。

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 本市の指名停止期間中または入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年3月15日(木) 午前9時から
 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
 秋田市教育委員会「教育委員会室」
 入札保証金 免除
 契約日 平成18年3月20日(申)
 注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年3月8日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
 - イ 営業経歴書（様式2（省略））
営業実績および秋田市内における常時契約を締結する本

は午前9時から午後4時までとする。
 (2) 閲覧場所 太平山自然学習センター「まんたらめ」事務室
 所在地 秋田市仁別字マンタラメ227番地1

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 太平山自然学習センター「まんたらめ」
 電話 018-827-2171

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年2月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 社、支社、営業所等の所在状況についての記載を含んだ最新の書類
- ウ 納税証明書
 - (ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 ※消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの
 ※納税証明書にかわって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
- エ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）
- オ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し
 入札参加者が直営で賃貸借できない場合、あらかじめ賃貸借契約が可能な業者との間で契約（覚書等）を締結し、その写しを提出すること。ただし、リース料率の部分については伏せること。
- (2) 申込書等の提出
 申込書等は持参によることとし、郵送または電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間
 平成18年3月1日(木)から平成18年3月8日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
 ウ 申込用紙
 秋田市教育委員会スポーツ振興課または秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成18年3月10日(金)までに行う。

5 仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成18年3月1日(木)から平成18年3月8日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名	委託期間	入 札 参 加 要 件
八橋運動公園内体育施設 夜間照明設備保守点検業務委託	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者 2 秋田市の建設業者等級名簿において、電気工事のA級に格付けされている者 3 2にかかわらず、過去2カ年において、高圧電気設備の工事実績または本業務と同規模の保守実績があること。
市民グラウンド夜間照明 設備保守点検業務委託		

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
 - ア 租税に滞納がないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成18年3月24日(金) 午前10時20分から
- 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成18年3月29日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年3月8日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。ただし、入札参加要件の「2」に該当する者については、イ以降の書類を省略できるものとする。

- (2) 閲覧場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
住所 秋田市山王二丁目1番53号
山王21ビル4階

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年2月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
- イ 業務内容調書(様式2(省略))
 - (ア) 商号(名称)および代表者氏名
法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。
 - (イ) 従業員数(秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。)
提出日現在における従業員数を区分別に記入する。
 - (ウ) 有資格者
指定した資格ごとの人数を記入する。(有資格証明書の写しを添付すること。)
- ウ 営業経歴書
営業実績および秋田市内における常時契約を締結する本社、支社、営業所等の所在状況についての記載を含んだ最新の書類
- エ 業務受注状況調
提出期日現在までの業務受注状況(業務請負契約書の写しおよび年間維持管理実績がわかるものを添付すること。)
- オ 納税証明書
 - (ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は、個人市民税)
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
※消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの
※納税証明書にかわって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお

- 知らせ」の提出でも可
 カ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）
- (2) 申込書等の提出
 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
 平成18年3月1日(木)から平成18年3月8日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所
 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
- ウ 申込用紙
 秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委託名	委託場所	委託期間	入札参加要件
八橋陸上競技場芝生管理業務委託	秋田市八橋運動公園 1番10号	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	1 秋市内に、本社、支社、営業所等を有する者 2 建設業法施行令第27条の3に定める1級または2級造園施工管理技士を有する者 3 スポーターフ（スポーツ競技を行うことを前提にした芝）の維持管理業務において、過去5年間に、元請負人として、年間維持管理実績がある者
八橋球技場芝生管理業務委託	秋田市八橋運動公園 1番1号		
八橋健康広場および第2球技場（仮称）芝生管理業務委託	秋田市八橋運動公園 内		
スポパークかわべ芝生等管理業務委託	秋田市河辺岩見字萱森上野17番地2		

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
- ア 租税に滞納がないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 2 入札に関する事項
- 入札の日時 平成18年3月24日(金) 午前9時から
- 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
 秋田市教育委員会「教育委員会室」
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成18年3月29日(木)
- 注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった

- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成18年3月20日(月)までに行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間 平成18年3月1日(木)から平成18年3月8日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
 住所 秋田市山王二丁目1番53号
 山王21ビル4階
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
 電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年2月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 3 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年3月8日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- イ 業務内容調査書（様式2（省略））
- (ア) 商号（名称）および代表者氏名
 法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。
- (イ) 従業員数（秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。）
 提出日現在における従業員数を区分別に記入する。
- (ウ) 有資格者
 指定した資格ごとの人数を記入する。（有資格証明書の写しを添付すること。）
- ウ 営業経歴書

営業実績および秋田市内における常時契約を締結する本社、支社、営業所等の所在状況についての記載を含んだ最新の書類

エ 業務受注状況調

提出期日現在までの業務受注状況（業務請負契約書の写しおよび年間維持管理実績がわかるものを添付すること。）

オ 納税証明書

(ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書にかわって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

カ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年3月1日(木)から平成18年3月8日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成18年3月20日(水)までに行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成18年3月1日(木)から平成18年3月8日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
住所 秋田市山王二丁目1番53号
山王21ビル4階

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

電話 018-866-2247

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成17年度第10号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に

供する。

平成18年2月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 閲覧場所 秋田市農林部農林総務課
- 2 閲覧期間 平成18年2月27日から
平成18年3月16日まで
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く平日。
- 3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年2月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 委託名 秋田市立小学校警備業務委託
- (2) 委託場所 秋田市立小学校（分校含む48校）
- (3) 委託期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで。
常駐は平成18年4月6日からとする。
土曜日・日曜日・祝日および夏季・秋季・冬季・春季休業期間等を除く。
ただし、学校で必要とした場合この限りではない。

(4) 入札参加要件

- ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。
- イ 常駐警備について、過去3年以内に秋田県内の法人や自治体での受注実績があること。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受けるものでないこと。
- エ 警備業法（昭和47年法律第117号）第3条各項に掲げるいずれにも該当せず、都道府県公安委員会から警備業の認定を受けていること。
- オ 本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- カ 租税に滞納がないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成18年3月10日(金) 午後1時30分
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号
秋田市山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 平成18年3月15日(水)
- (5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

秋田市長 佐 竹 敬 久

3 入札参加申込に関する事項

- (1) 本入札に参加を希望するものは、平成18年3月6日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 営業経歴書（様式2（省略））

ウ 納税証明書

(ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書（写し可能）に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）※写し可能

オ 警備業認定書の写し

- (2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年2月24日(金)から平成18年3月6日(月)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号 秋田市教育委員会学事課

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会学事課もしくは、秋田市役所ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加者資格を満たしている者に指名通知する。

- (2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成18年3月8日(水)に行う。

5 仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 2月24日(金)から3月6日(月)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会学事課

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された書類は、返却しない。

- (3) 問い合わせ先

秋田市教育委員会学事課保健給食担当

電話 018-866-2243

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年2月24日

1 入札に付する事項

- (1) 委託名 河辺学校給食センター・雄和学校給食センター
ごみ収集運搬業務委託

- (2) 委託場所 秋田市立河辺学校給食センター
秋田市立雄和学校給食センター

- (3) 委託期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで。

- (4) 入札参加要件

ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であり、秋田市一般廃棄物（ごみ）収集許可業者であること。

イ 過去3年以内に秋田市内の法人や自治体での受注実績があること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受けるものでないこと。

エ 本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。

オ 租税に滞納がないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成18年3月10日(金) 午後3時30分

- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号
秋田市山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

- (3) 入札保証金 免除

- (4) 契約日 平成18年3月15日(水)

- (5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込に関する事項

- (1) 本入札に参加を希望するものは、平成18年3月6日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 営業経歴書（様式2（省略））

ウ 納税証明書

(ア) 消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書（写し可能）に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）※写し可能

- (2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年2月24日(金)から平成18年3月6日(月)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から午後4時まで。

イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号 秋田市教育委員会学事課

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会学事課もしくは、秋田市役所ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加者資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成18年3月8日(水)に行う。

5 仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 2月24日(金)から3月6日(月)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会学事課

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市教育委員会学事課保健給食担当

電話 018-866-2243

